

別表第3（第31条第2項及び第33条第1項第2号）

現行	改正後																						
<p>別表第3（第31条第2項及び第33条第1項第2号）</p> <p style="text-align: center;">排煙の規制基準（窒素酸化物）</p> <p>1 ボイラー（別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。）<u>（固体燃料を燃焼させるものを除く。）</u>に係る排出量規制</p> <p>ボイラーから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> $Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$ <p>備考 1 「Q_i」とは、ボイラーにおいて排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位 m^3N/h）をいう。</p> <p>2 「C_i」とは、<u>バーナー</u>の燃焼能力に応じ、次の表に定める係数をいう。</p> <p>(1) ガスを専焼させるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>バーナー</u>の燃焼能力 (重油換算L/h)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">C_i (係数)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昭和52年8月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)</th> <th style="text-align: center;">昭和52年8月1日 以後平成9年4月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)</th> <th style="text-align: center;">平成9年4月1日 以後に設置された 施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,000未満</td> <td style="text-align: center;">125</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table>	<u>バーナー</u> の燃焼能力 (重油換算L/h)	C _i (係数)			昭和52年8月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	昭和52年8月1日 以後平成9年4月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	平成9年4月1日 以後に設置された 施設	2,000未満	125	105	60	<p>別表第3（第31条第2項及び第33条第1項第2号）</p> <p style="text-align: center;">排煙の規制基準（窒素酸化物）</p> <p>1 ボイラー（別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。）に係る排出量規制</p> <p>ボイラーから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> $Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$ <p>備考 1 「Q_i」とは、ボイラーにおいて排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位 m^3N/h）をいう。</p> <p>2 「C_i」とは、<u>燃料</u>の燃焼能力に応じ、次の表に定める係数をいう。</p> <p>(1) ガスを専焼させるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>燃料</u>の燃焼能力 (重油換算L/h)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">C_i (係数)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昭和52年8月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)</th> <th style="text-align: center;">昭和52年8月1日 以後平成9年4月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)</th> <th style="text-align: center;">平成9年4月1日 以後に設置された 施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,000未満</td> <td style="text-align: center;">125</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table>	<u>燃料</u> の燃焼能力 (重油換算L/h)	C _i (係数)			昭和52年8月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	昭和52年8月1日 以後平成9年4月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	平成9年4月1日 以後に設置された 施設	2,000未満	125	105	60
<u>バーナー</u> の燃焼能力 (重油換算L/h)		C _i (係数)																					
	昭和52年8月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	昭和52年8月1日 以後平成9年4月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	平成9年4月1日 以後に設置された 施設																				
2,000未満	125	105	60																				
<u>燃料</u> の燃焼能力 (重油換算L/h)	C _i (係数)																						
	昭和52年8月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	昭和52年8月1日 以後平成9年4月1日 前に設置された施設 (同日前から設置の 工事がされているものを 含む。)	平成9年4月1日 以後に設置された 施設																				
2,000未満	125	105	60																				

現行			改正後		
2,000 以上 10,000 未満	105	50	2,000 以上 10,000 未満	105	50
10,000 以上 25,000 未満	80	45	10,000 以上 25,000 未満	80	45
25,000 以上	80	20	25,000 以上	80	20
(2) <u>液体燃料を専焼させるもの</u>			(2) <u>ガスを専焼させるもの以外のもの</u>		
<u>バーナー</u> の燃 焼能力 (重油換算 L /h)	Ci (係数)		<u>燃料</u> の燃焼能 力 (重油換算 L /h)	Ci (係数)	
	平成9年4月1日前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設		平成9年4月1日前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000 未満	150	80	2,000 未満	150	80
2,000 以上 10,000 未満	150	56	2,000 以上 10,000 未満	150	56
10,000 以上 25,000 未満	136	45	10,000 以上 25,000 未満	136	45
25,000 以上	124	25	25,000 以上	124	25
3、4 省略			3、4 省略		
5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるボイラーで伝熱面積が 10m ² 以上又は燃料の燃焼能力が重油換算			5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるボイラーで伝熱面積が 10m ² 以上又は燃料の燃焼能力が重油換算		

現行	改正後
<p>1 時間当たり 50 L 以上の施設（平成 9 年 4 月 1 日前に設置された小型ボイラー（同日前から設置の工事がされているものを含む。）を除く。）とする。</p> <p>6 <u>燃料の燃焼能力の重油換算については</u>、重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725kJ/L とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">重油換算燃焼能力（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h） 換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油の発熱量（kJ/L）</p> <p>2 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> $Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$ <p>備考 1 から 5 まで 省略</p> <p>6 <u>燃料の燃焼能力の重油換算については</u>、重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725kJ/L とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">重油換算燃焼能力（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h） 換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油の発熱量（kJ/L）</p>	<p>1 時間当たり 50 L 以上の施設（平成 9 年 4 月 1 日前に設置された小型ボイラー（同日前から設置の工事がされているものを含む。）<u>及び令和 2 年 4 月 1 日前に設置された固体燃料を燃焼させるボイラー</u>を除く。）とする。</p> <p>6 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するもの <u>とし、石炭にあつては 1 kg が重油 0.66 L に相当するもの</u>として算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725kJ/L とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">重油換算燃焼能力（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h） 換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油の発熱量（kJ/L）</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/L とする。）の量に換算するものとする。</u></p> <p>2 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> $Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$ <p>備考 1 から 5 まで 省略</p> <p>6 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725kJ/L とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">重油換算燃焼能力（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h） 換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油の発熱量（kJ/L）</p>